ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

ASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE

2022年5月

Contents

- 1【インド】2006年中小零細企業開発法の概要と近時の改正
- 2 【タイ】タイ·エアアジア X 更生手続申立て
- 3 【タイ】タイ個人情報保護法の施行に向けて
- 4 【タイ】タイ公開会社法の改正

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び 新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。 皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【インド】2006 年中小零細企業開発法の概要と近時の改正

1. 2006 年中小零細企業開発法(Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006)の概要

2006 年中小零細企業開発法(Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006)は、インドにおける中小零細企業の保護と発展を促進すべく制定された法律であり、中小零細企業の支援や保護のための政府権限について定めている他、中小零細企業による取引に関して、強行法規として一定の保護規定を定めている。

特に後者については、日本の下請法に基づく中小企業の保護制度と同様の趣旨の規制と見られるものもあり、 日系企業がインドの中小零細企業と取引する場合には注意が必要である。もっとも、2006 年中小零細企業開発法で保護されているのは、もっぱら零細企業及び小企業に対する支払(すなわち、これらの企業による債権回収)であり、日本の下請法のように、受領拒否や不当返品等の禁止といった、下請業者保護のためのさまざまな規制までが講じられているというわけではない。

2. 中小零細企業(Micro, Small and Medium Enterprises)の登録制度

中小零細企業として、2006 年中小零細企業開発法や、インド中小零細企業省(Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises)による各種保護政策の保護対象になるためには、中小零細企業としての登録を行う必要がある。

2022 年 5 月現在、インドにおいて中小零細企業としての登録を行うためには、下記インド中小企業省のサイトにおいて、「Udyam Registration」と呼ばれるオンライン登録を行う必要がある。

https://udyamregistration.gov.in/

同サイトによれば、2022 年 5 月現在、零細企業(micro enterprise)としての登録を受けている企業は約 81 万社、小企業(small enterprise)としての登録を受けているのは約 36 万社、中企業(medium enterprise)としての登録を受けているのは約 3万 6000 社となっている。

日本企業のインド子会社や関連会社が、上記中小零細企業の定義に該当する可能性は高くないと思われ、したがって日系企業において中小零細企業の登録を行うことは考えにくいと思われる一方、取引相手方の企業が中小零細企業の登録を受けているかどうかは、後述の小企業及び零細企業への法令上の保護制度や報告制度等との関係で、取引に際して予め確認しておいた方が良いと思われる。

3. 零細企業及び小企業に与えられる法令上の保護

2006 年中小零細企業開発法上、零細企業(micro enterprise)及び小企業(small enterprise)に対しては、その資金繰り、債権回収を保護するという観点から、以下に述べるような特別な保護が与えられている。また、零細企業及び小企業と取引する企業に対して一定の報告義務を課すことで、上記保護制度の実効性の確保が図られている。

上述のとおり、これらの保護は、日本の下請法に基づく中小企業の保護制度と同様の趣旨の規制であるといえる。もっとも、2006 年中小零細企業開発法で保護されているのは、もっぱら零細企業及び小企業に対する支払(すなわちこれらの企業による債権回収)であり、日本の下請法のように、受領拒否や返品等の禁止といった、下請業者保護のためのさまざまな規制までが講じられているというわけではない。

(1) 支払期日の制限

2006 年中小零細企業開発法 15 条により、零細企業及び小企業に対する支払の期日は、製品やサービスの受領の日から 45 日を超えてはならないとされている。

これは強行法規であり、たとえ零細企業や小企業とその取引相手の間で、受領日から 45 日を超える日が支払期日として合意されていたとしても、無効となる。もちろん、合意により、45 日以下の期限で支払期日を設定することは問題ない。

また、零細企業及び小企業とその取引相手との間で、支払期日が合意されていなかった場合、受領日から 15 日経過後の翌日(すなわち 16 日後)が、法定の支払期日とされ、取引相手は同支払期日までに零細企業及び小企業に支払を行う必要がある。

(2) 支払の遅延損害金

2006 年中小零細企業開発法 16 条により、零細企業及び小企業に対する支払が、支払期日(法定支払期日の範囲内で合意された支払期日又は法定支払期日)に遅れた場合、取引相手は、インドの中央銀行であるインド準備銀行(Reserve Bank of India)が定める政策金利の 3 倍の利率で、遅延損害金を支払わなければならないとされている。

こちらも強行法規であり、たとえ零細企業や小企業とその取引相手の間で、この利率を下回る遅延損害金が合意されていたとしても、この利率が強制的に適用されることになる。

(3) 支払に関する紛争の裁定機関

2006 年中小零細企業開発法 18 条により、零細企業及び小企業に対する支払に関する紛争については、小零細企業円滑化協議会(Micro and Small Enterprises Facilitation Council (MSEFC))に対して紛争解決の申立てを行うことができるとされている。なお、MSEFC が専属管轄を有するというわけではなく、あくまで当事者の選択により、通常の裁判手続に代えて、この手続を選択できるというものである。

MSEFC は、紛争解決の申立てがなされた場合、まずは MSEFC 自身又は他の調停機関による調停 (conciliation)による解決を目指し(18条2項)、調停による解決が不調に終わった場合、MSEFC 自身又は他の仲裁機関において、仲裁による解決を図ることになる(18条3項)。

調停、仲裁は、いずれも90日以内に判断を出すことが求められており(18条5項)、訴訟に非常に時間がかかるインドにおいては、極めて短期間で判断が期待できる手続であると言える。

仲裁判断に対しては、原則として上訴は認められておらず(19条)、零細企業及び小企業の取引相手の側から上訴を行う場合、仲裁判断において命令された支払額の 75%をデポジットとして預託しなければならないとされている(19条1項)。

上記「90 日の期間制限」、「上訴の制限」は、いずれも、経営体力がない零細企業及び小企業が、債権回収のための長期間の紛争に巻き込まれ、経営体力を減らしてしまうことを防止するための制度であると言える。

なお、MSEFC に申立てを行う場合、取引相手がインドのどこに所在しているかにかかわらず、零細企業及び 小企業の所在地を管轄する MSEFC の地方分所が管轄権を有する(18 条 4 項)。これは、零細企業及び小 企業において、より MSEFC に申立てをしやすくするための制度である。

さらに、零細企業及び小企業は、支払遅延がなされた場合、MSME Samadhan Portal と呼ばれる、零細企業及び小企業に対する支払遅延をモニタリングするサイト(https://samadhaan.msme.gov.in/)に、支払遅延情報をオンラインで登録することもできる。この登録を行った場合、自動的に MSEFC に対して支払に関する紛争解決を申し立てたものとみなされるため、物理的に MSEFC に対して申立てを行うよりも、より簡便に MSEFC に対する支払紛争解決の申立てを行うことが可能である。

4. 零細企業及び小企業の取引相手による報告義務

2006 年中小零細企業開発法 22 条により、年次の会計監査を義務付けられる取引相手(※会社は、通常年次の会計監査が義務付けられるため、全ての会社がこれに該当すると考えられる)は、その会計書類の中で、会計年度末時点における零細企業及び小企業に対する支払債務の元本、利息、遅延損害金等の額を報告することが義務付けられている。

さらに、インド企業省は、2019 年 1 月 22 日付の通達(Notification S.O. 368(E))により、

- ・零細企業及び小企業に対する未払債務を有する会社に対して、通達から30日以内にMSME Form 1 という書式を通じて支払遅延の詳細について報告することを義務付けるとともに(施行時の報告義務)、
- ・全ての会社に対して、半期毎に、零細企業及び小企業に対する未払い債務の元本、利息、遅延損害金等の額と、もしそれらの金額について支払遅延がある場合、その理由について報告することを義務付けた(継続的報告義務)

もし、会社が、この報告を怠った場合、会社に対して 2 万 5000 ルピー以下の罰金が科される可能性があり、また、義務を懈怠した役員に対しては 6 ヶ月以下の懲役もしくは 2 万 5000 ルピー以上 30 万ルピー以下の罰金、又はそれらが併科される可能性がある。

5. 中小零細企業(Micro. Small and Medium Enterprises)の定義の変更

2020 年 5 月に、インド政府は、新型コロナウイルスによって経営に悪影響を受けたインドの中小零細企業に対

する支援策を発表するとともに、支援対象となる 2006 年中小零細企業開発法上の中小零細企業(Micro, Small and Medium Enterprises)の定義を変更した。同変更は、2020 年 7 月 1 日から施行されている。

2020年7月1日の定義変更前は、中小零細企業が製造業かサービス業かで異なる定義が定められていたが、同定義変更後は、業種を問わず定義が統一された。

定義変更前、変更後のそれぞれの中小零細企業の定義は、以下のとおりである。

定義変更前

	製造業	サービス業
零細企業(micro enterprise)	工場(plant)及び機械 (machinery)への投資額が250万 ルピー以下	設備(equipment)への投資額が 100万ルピー以下
小企業(small enterprise)	工場及び機械への投資額が 250 万ルピー超 5000 万ルピー以下	設備への投資額が 100 万ルピー 超 2000 万ルピー以下
中企業(medium enterprise)	工場及び機械への投資額が 5000万ルピー超1億ルピー以下	設備への投資額が2000万ルピー 超5000万ルピー以下

※投資額は、いずれも過去からの累計額

定義変更後

	業種による区別なし	
零細企業(micro enterprise)	工場(plant)及び機械(machinery)又は設備(equipment)への投資額が	
	1000 万ルピー以下、かつ年間の売上高が 5000 万ルピー以下	
小企業(small enterprise)	工場(plant)及び機械(machinery)又は設備(equipment)への投資額が	
	1億ルピー以下、かつ年間の売上高が5億ルピー以下	
中企業(medium enterprise)	工場(plant)及び機械(machinery)又は設備(equipment)への投資額が	
	5 億ルピー以下、かつ年間の売上高が 25 億ルピー以下	

※投資額は、いずれも過去からの累計額

定義変更前と定義変更後では、中小零細企業の定義が大きく異なっているため、日系企業においては、現在の取引相手が、2006年中小零細企業開発法上の中小零細企業に該当するかどうか(すなわち、上記2で述べた登録を受けているかどうか)について、再確認しておいた方が良いと考えられる。

6. 日系企業への影響

上記 2 でも述べたとおり、中小零細企業の定義(=設備投資額や年間売上が低額である企業)から、日本企業のインド子会社や関連会社が、上記中小零細企業の定義に該当する可能性は高くないと思われ、したがって日系企業において中小零細企業の登録を行うことは考えにくいと思われる。

一方で、日系企業の取引相手方の企業が中小零細企業の登録を受けているかどうかは、当該取引相手が小企業及び零細企業への法令上の保護制度を受けるかどうか、また日系企業の側で報告義務を負うかどうか等の確認のため、取引に際して予め取引相手に対して確認しておいた方が良いと思われる。

【インド】

弁護士 琴浦 諒
ryo.kotoura@amt-law.com
弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

2. 【タイ】タイ·エアアジア X 更生手続申立て

1. はじめに

タイの格安航空会社(LCC)で長距離路線を運航する Thai Air Asia X Co., Ltd.(以下「タイ・エアアジア X」という。)は、2022 年 5 月 17 日、タイ破産法に基づく更生手続を中央破産裁判所に申し立て、翌 18 日、裁判所はこれを受理した。タイ・エアアジア X のプレスリリースによれば、新型コロナウイルスの拡大による航空需要の激減で経営が破たんした同社は、更生手続により経営プロセスを見直し、債務を整理することで、経営に関するより高い効率性と、強固な基盤を提供するとしている。なお、業務は通常どおり継続するため、同手続きによる顧客や運航計画への影響はないと公表している。2022 年 5 月 26 日現在、中央破産裁判所が第 1 回審問期日を2022 年 8 月 22 日午前 9 時に設定し、申立書の写しを債権者に送達している段階である。東南アジア各国の新型コロナウィルス対策が緩和され始め、各国間の移動頻度も回復しつつある中で、タイとの往来の移動手段として多くの人々の移動手段の選択肢の一つであったタイ・エアアジアXの更生のニュースは関心の高いとこであると思われるため、今回はこれを契機に、タイの更生手続の初期段階の手続きについて概説する。

2. タイの事業更生手続申立てについて

タイの事業更生は、申立人(債務者か債権者)が破産裁判所に申立書を提出することで開始される。

裁判所は申立人から提出された申立書を検討し、受理すべきか否かを判断することになる。裁判所は、債務者が既に支払不能状態に陥っているか、事業更生を行う合理的な根拠とその見込みがあるか、既に破産手続に服していないか、不当な財産隠しなどの意図を有さずに申立書を提出したか否かなどを考慮し、受理を検討する。裁判所が申立てを受理すると、タイ破産法 90 条 12 項に基づき、直ちに自動停止(Automatic Stay)が有効となる。タイ破産法上の自動停止の効果は米国破産法 Chapter 11 とほぼ同様である。すなわち、自動停止の効力が生じると、債権者は債務者に対する訴訟手続、強制執行申立、破産申立、法人解散請求等を行うことが禁止される。また、債務者の財産に対して担保権を有している者であっても、更生手続申立が受理から 1 年間、原則として担保権の実行ができず、債務者も自身の資産の処分、債務の弁済、新たな債務を負うこと、自身の資産に新たな担保を設定することなどが禁止される。但し、このような自動停止により損害を受ける債権者や利害関係人は、法律の定める条件の下で自動停止の結果生じる制限を変更し、又は解消するよう裁判所に申し立てることができ、裁判所がこれを許可すれば当該行為は上記禁止の対象から除外される。また、債務者の事業を通常どおりに運営継続するために必要な行為、例えば債務者の通常の事業運営に不可欠な製品又はサービスを提供する取引先に対する債務の返済などについては、債務者は自動停止の影響を受けることなく債務の弁済

ができる(破産法第90条12項第9号)。

なお、自動停止は、裁判所が事業更生の申立てを受理した日から、当該申立てが却下されるか、継続している事業更生が裁判所によって取り消されるまでの間有効となる。

3. 審尋期日について

裁判所は、事業更生にかかる申立の受理を決定すると、国内外のすべての債権者に対して申立書の写しを送付し、新聞に申立受理決定及び第 1 回審問の日時を掲載することになる。それを受け、申立てに異議のある債権者は、第 1 回審問の 3 日前までに裁判所に異議申立書を提出しなければならない。

審尋期日において、裁判所は、債務者及び異議申立債権者の証人及び証拠取調べを行う。事業更生を実行する合理的な理由があると判断すれば、裁判所は事業更生手続開始決定を行い、更生計画作成者を選任する。更生計画作成者は、債権者又は債務者の推薦により選任することも可能である。

債権者は、官報に更生計画作成者の選任が掲載されてから 1 ヶ月以内に、債権届出を行う必要がある。債権届出の対象となるのは、事業更生手続開始決定以前に既に発生した債務が弁済されていない場合である。

4. タイ・エアアジア X の更生手続申立てについて

タイ・エアアジア X の債権者は、同社との取引記録を改めて確認し、更生手続の進捗には注目していただきたい。同社の更生手続申立書に債権者として記載されている債権者は、近いうちに申立書の写しを受領することになるはずであり、2022 年 7 月後半頃までに申立書の写しを受領しなかった場合には、債権者としてリストアップされていない可能性が高い。タイ・エアアジア X と日本本社又は海外拠点を通じて取引を行っている日本企業も多いかと思われるが、そのような企業において更生手続に異議を述べる意思がある場合や、自動停止の変更又は解消を求める必要がある場合には、現地の情報に注視しながら手続を進めていく必要がある。

3. 【タイ】タイ個人情報保護法の施行に向けて

タイ個人情報保護法(PDPA)は二度の施行延期を経て 2022 年 6 月 1 日に施行が予定されており、多くの企業がその求められる対応の準備を進めようとしているが、PDPA が定めている下部規則がまだ公布されていないため、具体的にどのような対応すべきか、実際に予定どおり施行されるのかという点について明らかになっていない状況が続いていた。

そのような折、2022 年 5 月 23 日に政府主導の PDPA に関するセミナーが開催され、いくつか有益な情報が提供されたため、以下のとおりお伝えする。

- ① PDPA の施行は予定どおり、2022 年 6 月 1 日とし、再延期はしない。
- ② ただし、PDPA 違反行為に対する摘発、罰則の執行については、1 年間猶予する(Minister of Digital Economy and Society の Mr. Chaiwut Thanakamanusorn の発言であり、一定の信頼性はあると思われるが、公的な通達が出されていないという点は懸念である。当事務所にて個人情報保護委員会に照会したところ、上記の猶予期間に関する通達が出されるか否かについて現時点では明らかでないとのことであったが、少なくとも運用上は上記 1 年間の猶予がなされるものと思われる。)。
- ③ 複数のガイドラインが依然としてパブリックコメントに付されており、まだ正式に開示できるものはない(2022 年 6 月 1 日までに公布されるかどうかについては、コメントせず。)。 現時点で、複数のガイドライン案が以下のサ

小で開示されている。

- Draft Guideline on Consent
- Draft Guideline on Notice
- Draft Regulation on Appointment and Duty of Expert Committee
- Draft Order on Compliant Process regarding Violation and Non-Compliance of PDPA
- Draft Regulation on Administrative Liability Measure
- Draft Regulation on Exemption for Small Data Controller on Records of Activities
- Draft Regulation on Records of Processing Activities for Data Processors
- Draft Regulation on Security Measure of Data Controllers

本セミナーでは、PDPAの文言からは明らかではないような実務的な各問題点について、特段の回答は示されなかった。基本的には今後公布されるガイドラインで確認すべきということである。

以上のとおり、PDPA は予定どおり 2022 年 6 月 1 日に施行されるため、日系企業のタイ拠点ではその準備を行う必要があるが、引き続き下部規則等の開示の状況や PDPA の施行後の運用状況を注視する必要があろう。

4. 【タイ】タイ公開会社法の改正

タイ公開会社法が改正され、2022 年 5 月 25 日より施行された。これは、新型コロナウィルス感染拡大に伴い、既に認められているオンラインでの株主総会、取締役会の開催に加え、さらにその利便性を上げるために、招集通知などについても電子的方法で行うことを認めるものである。主な改正点は以下のどおりである。

● 公開会社は、株主総会の招集通知をタイの新聞に掲載する代わりに、電子的方法で株主に通知することができる(第6条)。

- 公開会社の取締役、株主、債権者が、電子的方法によって株主総会の招集通知を受領することを希望する旨を事前に会社に通達した場合、公開会社は、当該招集通知を従来の書留郵便の代わりに電子的方法で上記の取締役、株主、債権者に送付することができる(第7条1項)。
- 会社の定款で禁止されていない限り、取締役会、株主総会を電子的方法で開催することができる(第 79 条、第 98 条)。
- 公開会社の取締役は、2 名以上で取締役会議長に対して取締役会の招集を請求することができ、原則として、当該請求日から 14 日以内に取締役会が開催されなければならない。取締役会議長が、指定された期間内に取締役会を招集しない場合、取締役会の開催を請求した取締役は、本来の取締役会議長が取締役会を招集すべき期間の満了日から 14 日以内に、自ら取締役会を招集することができる(第81条)。
- いかなる理由であれ、公開会社の取締役会議長がいない場合、取締役会の副議長が取締役会を招集 する権限を有するものとする。また、理由の如何を問わず、副議長もいない場合、取締役 2 名により取締 役会を招集することができる(第 81 条第 1 項)。
- 取締役会招集通知の送達期限が、取締役会開催日の3日前までに短縮される。ただし、緊急の場合は、 電子的方法又は任意の方法で取締役会の招集通知を送付することができ、招集通知を送らなければな らない日から取締役会開催までの期間についても短縮される(第82条)。
- 株主総会を電子的方法で開催する場合、公開会社の主たる事務所が株主総会の開催場所とみなされ

る(101条)。

● 株主総会に出席し議決権を行使する者を選任する委任状は、電子的方法によって提出することも可能であるが、安全かつ信頼性の高い方法で実施しなければならない(第102条)。

【タイ】

弁護士 安西 明毅 akitaka.anzai@amt-law.com 弁護士 崎岡 優希 yuki.sakioka@amt-law.com

※ 石井 淳弁護士、西山 洋祐弁護士が下記の論文を執筆いたしました。

「メキシコ法の概要(2)~ビジネスローの全体像(後編)~」

掲載誌:国際商事法務(2022 年 5 号)Vol.50, No.5(通巻 719 号)

出版社:一般社団法人国際商事法務研究所

※ 西山 洋祐弁護士が下記の論文を執筆いたしました。

【連載】メキシコ競争法の解説 第3回 メキシコの企業結合規制

掲載サイト:Business Lawyers

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。

弁護士 <u>花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com</u>)

弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)

弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)

弁護士 <u>池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com</u>)

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>お問い合わせ</u>にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

アンダーソン·毛利·友常 法律事務所

www.amt-law.com